

請負対象金額500万円未満の建設工事に係る 工事費内訳書の取扱いを変更します

高知県土木部

見積能力のない不良・不適格業者の参入排除等を目的として、27年度から法律(※)により工事費内訳書の提出が義務化されましたが、より適正な積算に基づく入札とするため、その取扱いを下記のとおり改めます。
○平成28年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用

(※)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

○請負対象金額500万円未満の建設工事の入札では、

1 工事費内訳書の記載不備によりどの入札のものか特定できない場合、失格となります。**【今回変更】**

【失格となる例】

- ・工種等が設計書の項目と一致していない
- ・内訳の合計金額が、入札額と一致しない
- ・工事名が、入札したものと異なる
- ・住所、商号又は名称、代表者氏名の記載がない

※誤字等の軽微な誤りであり、記載内容から客観的に入札案件及び入札者が特定できる場合は有効とします。

※500万円以上のものでは、既にこの取扱いとなっています。

2 内訳は、設計書に定める「工種」の内訳金額を記載してください。

(右の記載例参照：前年度から変更なし)

(注)入札時に提出のない場合は、失格となります。

○28年度に提出を求める内容は、次のとおりです。

請負対象金額	記載事項	
2,500万円以上	内訳として「工種、種別、細別」の金額を記載	※記載不備で当該入札のものと特定できない場合、失格となります。
500万円以上 2,500万円未満	内訳として「工種、種別」の金額を記載	
500万円未満	内訳として「工種」の金額を記載	

【参考】500万円未満の入札で作成する内訳書の例

(記入例) 別添 1

平成〇年〇月〇日

殿

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇号
商号又は名称 株式会社 〇〇建設
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	〇〇事業 (〇〇) 道路改良工事
-------	------------------

工 種 等	金 額 (円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D

問い合わせ：高知県土木部建設管理課(契約担当) 088-823-9813